

緑の募金事業対象経費及び費目表記(公募事業)

1 対象経費一覧

交付申請及び実績報告に記載する支出内訳の「区分」欄には、次の費目を記入し「内訳」欄にその具体的内容を記載すること。

費目	当該経費の内容等	備考
資材費	苗木、支柱、看板資材、機械器具等資材・材料の購入費	機械器具の購入は、チェーンソー50,000円/台、刈払機その他35,000円/台以内で各2台までで事業に不可欠なものに限る
保険料	イベント(レクリエーション)保険、ボランティア保険等の損害保険料	活動期間中の保険料に限る
謝金等	外部講師等の謝金、旅費及び宿泊費	人数・日数を記入。旅費・宿泊費を分けて計上してもよい
交通費	現地までの交通経費の実費(公共交通機関、レンタカー代、燃料代)	
借損料(又は賃借料)	活動で使用する施設の使用料、資材運搬用の車両、機械器具の賃借料	運搬車両の場合は運搬費への計上でも可
運搬費	作業用資材等の運搬経費	運搬方法によっては、燃料費、賃借料への計上も可
燃料費	車両・機材の燃料費	運搬車両の場合は運搬費への計上でも可
委託費	重機作業、大木伐採、鹿柵設置、廃棄物処理等専門性が高く、危険・困難を伴う作業を限定して専門業者に委託(雇用を含む)する場合のみ対象	対象事業左記の場合を除き委託費は対象外
消耗品費	事務用品、用紙類の購入	
広報費	新聞等への広告掲載料、放送料、PR用看板・標柱の作成・設置経費	広報チラシの印刷は印刷費に計上
印刷費	チラシの印刷費、講習会資料等のコピー代	団体の活動報告、総会資料、パンフ等は対象外
通信費	参加者募集等に必要郵便代等	

2 対象外経費等の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧等飲食費。例外として、森林環境教育活動等の題材として不可欠な場合に限り、その食材準備等の経費を資材費として算入は可(例 山の幸の食事体験の必要なキノコ等の食材) ○ 汎用性があり資産の形成につながる資材の購入 ○ ボランティア活動に対する作業労賃 ○ 団体の通常の運営費又は維持管理に係る経費 ○ 内部講師に対する謝金 ○ 一般参加者の労働の対価(賃金) ○ イベントの記念品 ○ 参加者が実施可能な作業の委託費
